

## 令和元年度和歌山県 6 次産業化地域プランナー募集要領

### 1. 目的

和歌山県中小企業団体中央会では、令和元年度和歌山県 6 次産業化サポートセンター業務を和歌山県から受託し、農林漁業者が 2 次産業者・3 次産業者と連携して加工・販売分野に取組む「6 次産業化」を支援するため、専門家による個別相談や人材育成研修会、交流会等を実施していきます。

これらの事業を円滑に推進していくため、各分野において専門的な知識・経験を有する「和歌山県 6 次産業化地域プランナー」の募集に係る事項を定める。

### 2. 募集人員

・本年度の募集は、次の項目に精通されている者を若干名募集する。

- ① 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業計画の認定申請、6 次産業化ネットワーク活動交付金等の補助申請及び経営管理に精通している者

### 3. 主な業務内容

- ① 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び 6 次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画認定申請に係る支援と認定後のフォローアップ及び 6 次産業化ネットワーク活動交付金申請の支援等  
② 県内の 6 次産業化に取組む農林漁業者等の経営の発展状況に応じた課題の発掘とその解決に向けた個別相談  
③ 6 次産業化サポートセンターが企画、開催する人材育成研修会や異業種交流会等での講師等

### 4. 応募資格

6 次産業化地域プランナーに応募する者は次の(1)から(3)までの要件を満たしているものとする。

#### (1) 学識要件

① 以下のすべての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち 1 以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

- (ア) 県域内の農林水産物の生産実態  
(イ) 農林水産物の加工  
(ウ) 農林水産物（加工品）の流通  
(エ) 農林水産物（加工品）のマーケティング  
(オ) 農政、食品安全等に関する法令、制度  
(カ) 経営管理

② 前項①の（ア）から（カ）までの分野について一定の知見を有し、輸出、異業種連携等のいずれかの分野について、高度な専門的知見を有していること。

## (2) 経験要件

6次産業化に関する案件について、コーディネート業務に携わったことがあること。又は、6次産業化に取り組んだことがある農林漁業経営者であって、いずれも一定の成果をあげていること。

## (3) コミュニケーション能力要件

以下の要件をすべて満たしていること。

(ア) 6次産業化に関する各分野の人材に精通していること。

(イ) 6次産業化に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言ができる能力を有していること。

## 5. 選定方法

①サポートセンターは書類審査で審査基準を満たした応募者には、面接を実施する。

②前項の面接後、和歌山県の審査会にて決定する。

### 【応募書類等】

- ・6次産業化地域プランナー候補者申請書

## 6. 応募概要

(1) 募集期間：令和元年度5月8日（水）～5月29日（水）  
・提出期限必着とする。

(2) 提出部数：2部

(3) 提出先：〒640-8323 和歌山市太田440-2 誠和ビル2階202号  
和歌山県中小企業団体中央会（販路開拓支援センター内）  
6次産業化企画推進員まで TEL 073-488-5830

\*書類の提出は直接持参・郵送のどちらでも出来ますが、提出期限必着になります。

## 7. 業務内容及び謝金等

- ・業務内容は、前記3（主な業務内容）の業務を行う。
- ・謝金は、1時間当たり7,100円（1日4時間を限度とする。）を支給する。
- ・サポートセンターが依頼する出張業務については別途交通費を支給する。

## 8. 留意事項

- ①プランナー活動には、サポートセンターからの依頼が必要であり、登録しても支援事項により、必ずしも業務の依頼があるとは限らない。
- ②プランナー業務を行う場合は、予めサポートセンターと打合せを行うこと。
- ③業務上知り得た個人情報等秘密事項の保持を厳守すること。また、プランナーでなくなった以後も同様とする。